

令和3年度広島市スポーツ少年団への追加登録手続方法について (9月以降～翌年2月末日まで)

登録手続き等 必要物を準備する

- ① 追加登録者全員スポーツ傷害保険に加入します。
 - ・ 登録には、スポーツ傷害保険の加入が必須です。
- ② 広島市スポーツ少年団追加登録用紙をコピーします。
 - ・ 配布されたものを“原本”として保管し、随時コピーして使用してください。
- ③ 84円切手を貼った定型サイズの返信用封筒を準備します。
 - ・ 広島市スポーツ少年団事務局が追加登録を受け付けた後、受付印を押印した追加登録用紙を返信用封筒にて返送します。

追加登録 用紙の作成

- ① 広島市スポーツ少年団追加登録用紙に必要事項を記入します。(コピーしたものを使用)
 - ア 指導者、役員・スタッフは満20歳以上です。
 - ・ 団での役割、職業も担当の数字を記入してください。
 - ・ 指導者登録ができるのは、2019年度登録実績がある認定員資格をお持ちの方か、JSP0公認指導者資格をお持ちの方となります。なお、資格の確認には時間を要することがありますことをご了承ください。
 - イ 団員は3歳以上19歳以下です。
 - ・ 学年は当てはまる箇所に丸印を記入してください。
 - ウ 指導者、役員・スタッフ、団員とも記入する年齢は令和3年4月1日現在の年齢です。
 - エ スポーツ傷害保険加入を確認し、“保険加入確認”欄に○印を記入してください。
- ② 記入した各項目の内容を確認します。
 - ・ 記入漏れがないよう確認してください。
- ③ 記入した広島市スポーツ少年団追加登録用紙を1部コピーし、合計2部準備します。

登録料納入

- ① 追加登録する登録料を指定口座に振り込みます。
 - ア 指導者、役員・スタッフは1人につき1,100円、団員は1人につき700円です。
 - イ 振込手数料は各団の負担になります。
 - ウ 必ず日本スポーツ少年団に登録している団名称で振込んでください。(※個人名不可)

※登録料の振り込み口座についてはお問い合わせください。
お問い合わせ電話番号 082-243-0579

広島市スポーツ協会 にア～ウを提出する

- ① 提出書類を確認し、提出します。
 - ア 記入した広島市スポーツ少年団追加登録用紙2部(原本1部・コピー1部)
 - イ 登録料振込が確認できるもの(確認書類のコピー)
 - ウ 84円切手を貼った定型サイズの返信用封筒
 - ・ 封筒には必ず、スポーツ少年団名・返信先住所・氏名を記入して下さい。

【書類提出先】

〒730-0042 広島市中区国泰寺町1-4-15 広島市役所北庁舎別館
公益財団法人広島市スポーツ協会 広島市スポーツ少年団

※ 持参する場合は、「ウ 返信用封筒」は必要ありません。
平日の午前9時から午後5時までをお願いします。

登録完了および 登録認定

登録完了および登録認定

広島市スポーツ少年団が内容確認後、追加登録用1部に受付印を押印し、提出頂いた返信用封筒にて返送いたします。9月以降の追加登録については広島市スポーツ少年団のみの登録となりますので、団員章・指導者章、役員スタッフ登録章の交付はありません。
また、来年度以降も登録を継続される場合は来年度の更新登録の際にスポーツ少年団登録システムで新規として登録手続をして頂く必要がありますので、ご注意ください。

その他

広島市スポーツ協会ホームページ広島市スポーツ少年団ページからも追加登録用紙がダウンロードできます。
URL <http://www.sports-or.city.hiroshima.jp/activity/syonendan>

スポーツ少年団WEB登録システムによる受付終了後の広島市スポーツ少年団への追加登録期間は9月から2月末日までです。
広島市スポーツ少年団事務局への電話でのお問い合わせは等は、平日午前9時から午後5時までとなります。